

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年11月14日（平成28年（行情）諮問第677号）

答申日：平成29年1月27日（平成28年度（行情）答申第697号）

事件名：特定法人が特定税務署に提出した確定申告書に添付した損益計算書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月5日付け特定記号第320号ないし同第324号により、特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、おおむね次のとおりである（なお、資料及び意見書の内容は省略する。）。

（1）実施機関が不開示とした損益計算書及び付属明細書は、次の法律の規定において、既に公にされている情報であって、特定法人は一部の公告や書面の交付を行っています（どちらも虚偽記載されたもの。）。

従って不開示とする理由はなく、実施機関は法律の適用を誤っていると考えます。

① 特定法人「定款」44条（法人の公告は電子公告により行う。）

② 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」128条3項（法人の規模とは関係なく損益計算書等の公告は、5年間継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受ける状態に置く措置をとることができる。）

③ 同法129条1項（各事業年度に係る計算書類及びこれらの付属明細書を5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。）

④ 同法同条3項3号及び4号（債権者は、計算書類等が電磁的記録で作成されているときは、その閲覧又は書面の交付の請求をする事ができる。）

（②③④の一般社団法人の条文は、199条の一般財団法人に準用

する。)

- ⑤ 法5条2号(法人に関する情報は「不開示情報」に該当する。ただし、人の財産を保護するために、公にすることが必要と認められる場合は除く。)

※ただし書きの詳細説明は、次の管理組合の損失に関する説明を参照。

(2) 管理組合の損失に関する説明

ア 管理組合の損失に関する事実の内容

平成22年度に特例民法法人であった特定法人は、特定地域の複数の管理組合の理事長等が集まる協議会等で、戸当り月額管理費(事務管理業務費)を平成23年度に特定金額a円、平成25年度に特定金額b円の値上げを要請し、実際には平成23年度より特定金額a円、平成27年度より特定金額b円の値上げが、特定地域の複数の管理組合のそれぞれの総会で決議承認され、値上げが実施されました。

しかし、この値上げ手続きにおいて、特定法人が理事長等に値上げの説明根拠とした“赤字”の「非収益事業会計」及び「管理組合管理受託費」が記載され、ホームページに公告されていた計算書は、平成24年度まで公告されていた「平成24年度収支予算書総括表」と、平成27年度通常総会(特定年月日A)後に公告された「正味財産増減計算書」だけです。

どちらも不適正な記載内容であったため、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という。)129条1項並びに3項2号及び4号(199条準用)の規定に基づき、特定法人に「定款」及び「損益計算書」の書面の交付要請を、特定年月日Bより行い、特定年月日Cまでに交付を受けました(平成22・23年度は「損益計算書」として、平成24・25・26年度は「正味財産増減計算書」として受領した。)

受領した「損益計算書」等の記載内容は、明らかに虚偽記載されている事が判明したので、更に確認のため「付属明細書」の書面の交付要請をしましたが拒否されました。しかし、特定地域の複数の管理組合は多額の損失を被っている可能性があるため、特定税務署に法4条の規定に基づき、特定法人が確定申告書に添付した平成22年度から平成26年度までの「損益計算書」及び「管理組合管理受託費」並びに「一般管理費」の「付属明細書」の開示請求を行いました。

しかし、特定税務署から平成28年8月5日付けで郵送された「行政文書不開示決定通知書」に係る処分決定には納得できず、行政不

服審査法 2 条の規定に基づき、処分についての「審査請求書」を提出させていただくと同時に、特定地域の複数の管理組合が、多くの法令違反により多額の損失を被っている事実を本文「管理組合の損失に関する説明」により、詳細に説明させていただきます。

イ 特定金額 a 円値上げの理由と虚偽記載について

当時の値上げ理由は、「公益法人化となるにあたり、今まで、収益会計（特定商店街・賃貸マンション・駐車場）等の利益で、赤字の「非収益会計」（一般管理費）の穴埋めを行ってきましたが、それらの収益が減少し赤字補てんができなくなったので、月額特定金額 a 円値上げをしたい（主に人件費）」でした。（特定管理組合・平成 23 年度通常総会議案書・特定年月日 D）

特定年月日 C に特定法人から交付された、「損益計算書」の「非収益事業会計」には、平成 22 年度は特定金額約△ c 円、平成 23 年度は特定金額約△ d 円が赤字計上になっている事が分かりましたが、「管理組合管理受託費」及び「賃貸住宅管理受託費」においては、「収益の部」、「費用の部」とともに金額が過小計上、又はゼロ計上であり、本文 5・6 ページの「比較表」の通り「損益計算書」は虚偽記載されている事が分かります。

また「非収益事業会計」の事業費すべての勘定科目は、「法人税法施行令」5 条 1 項の「収益事業」であり、公益性を偽装した不適正な会計といえます（「平成 24 年度収支予算書総括表」の「公益事業会計」も同様。）。

ウ 一般管理費の（報酬）は財産規制に違反する

特定法人から交付された「正味財産増減計算書」と、協議会等で理事長等に特定金額 b 円値上げの説明に使用された「正味財産増減計算書」等には、平成 24 年度まで特定金額約 e 円あった「一般管理費」が、平成 25 年度以降は特定金額 f 円前後になり特定金額約 g 円も減少しています。

（ア）（一般管理費が減少した理由）

A 「管理業務受託事業の収支はここ 3 年間赤字計上であり値上げをお願いしたい。」、「一般管理費は、大方が本部の方の報酬であり按分でやっている。」（特定管理組合・臨時理事会議事録 特定年月日 E）

B 「減少した一般管理費の人権費は、各事業の原価に按分して振り替えるよう会計処理を変更した。」（特定法人事務所での質疑応答・特定年月日 F）

特定法人は（報酬）という名目の「剰余金」年額特定金額約 g 円を、設立者へ分配したので、公益法人制度改革における（財

産規制の関連法)に違反します。

(イ) (財産規制の関連法)

A 設立者に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは効力を有しない。(一般法人法 153 条 3 項 2 号)

B この法人は剰余金の分配を行うことができない。(特定法人「定款」42 条)

C 一般財団法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産は、維持し、処分してはならない。(一般法人法 172 条 2 項)

エ 特定金額 b 円値上げの理由と書面の交付拒否

平成 23 年度の特定金額 a 円の値上げ理由は「赤字の「非収益事業会計」(一般管理費)の穴埋めのため」であったものが、平成 27 年度の特定金額 b 円の時「管理業務受託事業の内、管理組合業務だけが赤字である。」に変更されました。(特定管理組合・平成 27 年度通常総会議案書・特定年月日 A)

管理組合業務の赤字の理由は、前ウの理由と合わせて要約すると「一般管理費から設立者に(報酬)として分配した年額特定金額約 g 円分を、各事業の原価に按分して振り替えるように会計書式を変更したため、管理組合業務費だけが赤字になった。」ですが、「管理組合管理受託費」は虚偽記載されているので、その真偽確認のため付属明細書の書面の交付請求をしましたが拒否されました。

したがって、この拒否は、特定法人「定款」44 条(公告は電子公告で行う)に基づき、一般法人法 129 条 1 項及び 3 項 4 号(計算書類等は事務所に 5 年間備え置き、債権者は、業務時間内はいつでも電磁的記録されたものの書面の交付の請求をする事ができる。)

(199 条準用)の規定に違反します。

オ 管理組合管理受託費の赤字の原因は「目的外使用」

更に要約すると「特定金額 g 円を設立者に分配するために、管理組合業務費から充当したので赤字になった。」であり、管理組合業務とは関係のない「目的外使用」された事になり「区分所有法」の規定及び特定地域の複数の管理組合の「住宅管理組合規約」並びに「重要事項説明書(管理組合業務契約書)」に違反します。

カ 不正な値上げ手続きによる損失

この値上げ手続きは、特定法人幹部が虚偽記載した「正味財産増減計算書」等を基に、特定地域の地勢的、優越的立場を利用して、協議会(運営委員会)や理事会に於いて「非収益事業会計」「管理組合管理受託費」は“赤字”であると、組織的に、確信的に嘘の説明を執拗に理事長等に行い、更に平成 27 年度通常総会終了まで「事実の損益計算書」をホームページに公告せず、その上で作成された総

会議案書に基づく総会決議は、「刑法」246条（詐欺罪）の規定に適合する可能性があります。

管理費（事務管理業務費）は、値上げ前の特定金額*h*円から特定金額*i*円（特定金額*h*円＋特定金額*a*円＋特定金額*b*円）に増額されましたが、ちなみに増額が適正かどうか他の大手管理会社4社から現地確認の上、重要事項説明書の必要事項を提示して見積依頼をしたところ、3社の平均価格は特定金額約*j*円でありこれが市場価格と考えます（2社－見積書提出 1社－電話連絡 1社－未提出）。

特定法人には、平成23年度より年間特定金額約*k*円、平成27年度より年間特定金額約*m*円もの債権が毎年交付され続けるので、特定地域の複数の管理組合はその額だけ損失となり、このまま放置すると拡大の一途を辿ります。

キ 行政文書を不開示とした理由は間違いである

実施機関が不開示とした理由は、法5条2号イに掲げる（公にすることにより、法人の正当な利益を害する）ですが、これまで本文に記載したとおり、法律の規定において既に公にされている情報であって、特定法人は「損益計算書」等の一部をホームページへ公告及び書面の交付を行っています。

しかし、特定法人幹部の故意による計算書の偽装、隠ぺい、その他不正行為により、特定地域の複数の管理組合が多額の損失を被り続けている事実を公にする必要があり、そのことが法人の正当な利益を害することにはなりません。

したがって、不開示決定処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対して、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、平成28年8月5日付け特定記号第320号から第324号までにより、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定法人（一般財団法人）に係る収益事業等の有無に係る情報が明らかになり、それにより法5条2号イに規定する当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報が開示されることから、法8条の規定に基づき開示請求された行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

一定の一般財団法人は、収益事業を行う場合等でなければ法人税確定申告書及び損益計算書などの添付書類（以下「法人税確定申告書等」という。）を提出する義務がない。したがって、特定法人の法人税確定申告書等の存否を答えることは、特定法人が収益事業等を行っている事実の有無に係る情報を明らかにすることと同様の結果を生じるものと認められるので、以下、当該情報の不開示情報該当性について検討する。

（１）法５条２号イ該当性

法５条２号イは、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

特定法人が収益事業等を行っているか否かという情報は、一般財団法人の活動の中でもとりわけ重要かつ機微な情報であり、その活動の根幹に触れる情報である。したがって、これが明らかとなれば、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法５条２号イの不開示情報に該当すると認められる。

（２）不開示情報該当性（法５条６号柱書き該当性）の追加について

法５条６号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

特定法人が収益事業等を行っているか否かという情報を明らかにした場合、申告納税制度を基本とする我が国において、国税当局に対する信頼を失墜させ、特定法人を含めた納税者等の理解と協力が得られない事態を招き、今後の税務行政の適正な遂行に著しい支障を及ぼすこととなるため、法５条６号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

３ 結論

以上のことから、本件開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで法５条２号イ及び６号柱書きの不開示情報を示すことになるため、法８条に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせずに開示請求を拒否した本件不開示決定は妥当であると判断する。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成２８年１１月１４日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年１２月９日 | 審査請求人から意見書及び資料を収受 |
| ④ | 同月１６日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ⑤ | 同月２７日 | 審査請求人から資料を収受 |
| ⑥ | 平成２９年１月１８日 | 審議 |
| ⑦ | 同月２５日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、法の適用条項に法5条6号柱書きを追加した上で、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

- (1) 特定法人は一般財団法人であるところ、一般財団法人等（公益財団法人等を除く。）は、法人税法上、①一定の要件を満たして非営利型法人（法人税法2条9号の2）に該当する場合には、公益法人等とされ（同条6号，別表第2），②非営利型法人に該当しない場合には、内国法人である普通法人とされている（同法2条9号）。

もっとも、平成20年12月1日において存していた財団法人で一般財団法人等への移行の登記をしていないものについては、特例財団法人として、法人税法上、一律に公益法人等とみなされることとされている（所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則10条）。

- (2) 公益法人等は、収益事業を行う場合に限って納税義務が発生し、法人税確定申告書等の提出義務が発生することとされている（法人税法4条1項，74条1項及び3項）。

したがって、一般財団法人や特例財団法人については、必ずしも常に法人税法上の納税義務者に該当するものではなく、一般にその事実が公にされることもないものと認められる。

- (3) そこで検討すると、本件開示請求は、特定法人を特定した上で、特定法人が処分庁に提出した法人税確定申告書の添付書類（損益計算書等）の開示を求めるものであることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定法人が法人税の納税義務者である事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そして、本件存否情報は、上記（2）のとおり、特定法人にとって一般に公にされることもない運営及び財務上の機微な情報と認められることから、これを公にした場合、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは否定できない。

そうすると、本件対象文書の存否を答えるだけで、本件存否情報という法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定

により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した原処分は、妥当であると認められる。

- (4) なお、この点に関し、審査請求人は、特定法人は損益計算書等の一部をホームページに公告しているなどと主張しているが、損益計算書等の一部を公告しているとしても、特定法人が法人税の納税義務者である事実の有無（本件存否情報）を一般に公にしているとまでは認められないから、審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人は、法5条2号ただし書による開示を求めているので検討すると、本件において、本件存否情報を公にすることにより保護される人の財産等の保護の利益が、これを公にしないことにより保護される法人等の利益に優越すると認めるに足りる事情はないから、審査請求人の主張に理由はない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれの主張も当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定について、諮問庁が当該情報は同条2号イ及び6号柱書きに該当することから開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条2号イに該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙 本件対象文書

特定法人が、特定税務署に提出した確定申告書に添付した以下の行政文書

- 1 損益計算書（平成 22 年度から平成 26 年度）
- 2 前 1 の内、管理組合管理受託費の付属明細書（平成 22 年度から平成 26 年度）
- 3 前 1 の内、一般管理費の付属明細書（平成 22 年度から平成 26 年度）